

広告物についての  
ルールが変わりました！



平成30年10月、大阪府屋外広告物条例等が改正されました。  
これにより、広告物の点検のルールなどが変わります。



広告物についてのルールって？

- ・屋外に広告物を設置する場合は、原則として知事の許可が必要です。
- ・設置した広告物を良好な状態に保持するために点検や管理が必要です。
- ・役目を終えた広告物は、除去しなければなりません。
- ・必要な許可を受けていない場合は、罰則が適用される場合があります。



どうしてルールが必要なの？

- ・屋外に設置された広告物は、景観やまちなみを構成する重要な要素となるからです。
- ・屋外に設置された広告物は、常に雨風にさらされており、適切な管理がなされないと落下・倒壊などの事故が発生する恐れがあるからです。



何が変わるの？

- ・広告物の所有者や占有者が※1の管理責任が明文化されました。
- ・高さ4メートルを超える広告物については、屋外広告士等の有資格者※2による安全点検を受ける必要があります。
- ・上記の点検結果を、広告物の所有者又は占有者は知事に提出する必要があります。

※1 占有者とは、広告物に広告を出した人のことをいいます。

※2 屋外広告物士等の有資格者とは？

安全点検を実施するものは、屋外広告士のほか次の資格を有した者でなければなりません。

- ・特殊電気工事資格のうちネオン工事にかかる資格者
- ・業界団体が公益認定を受けて実施する、屋外広告物の安全点検にかかる技能講習会の受講修了者

ポイント





オーナーさん、気をつけて！！



屋外に広告物を設置するには、屋外広告物条例のほか、建築基準法や景観条例などさまざまな法令が関係しています。どんな法令が関係し、どんな手続きが必要なのか事前に確認しましょう。

**CHECK!!** 「屋外広告物のてびき」を活用してください。



屋外に設置された広告物の落下・飛散等の事故が起こった場合、オーナーさんも賠償責任を負う可能性があります。広告物を安全に長持ちさせるためにも、定期的な点検を行いましょう。

**CHECK!!** 「オーナーさんのための看板安全管理ガイドブック」を活用してください。

**重要!**

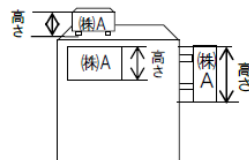
「大阪府屋外広告物条例」により、屋外に設置されている全ての広告物について、安全点検が義務付けられています。

特に、高さが4mを超える広告物については屋外広告物等の有資格者による定期的な点検が必要となり、オーナーさんは、その結果を知事に報告しなければなりません。

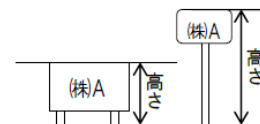
(はり紙、はり札、立看板、広告幕及びアドバルーン及び高さ4m以下の広告物は、有資格者による定期的な点検までは必要ありませんが、安全点検義務はあります。)

【高さの考え方】

- 屋上広告
- 壁面看板



- 自立広告物



担当

事業部 都市整備課

TEL : 072-471-5678 (内線 3204)

FAX : 072-471-5781

Email : tosei@city.hannan.lg.jp